

揮発油等の品質の確保等に関する法律 (品確法) 事務手続きマニュアル

**経済産業省中国経済産業局
資源エネルギー環境部 資源・燃料課
令和元年5月**

目 次

揮発油販売業者の手続き窓口	3
一．登録申請関係（新規登録事業者が対象）	
1．新規に給油所を建設し、揮発油販売業を行う場合	4
2．業界新規参入者が、他人が営業している給油所を買い受け、 又は借り受けて揮発油販売業を行う場合（いわゆる「運営者交替」の場合）	15
3．個人事業者が法人化する場合（承継規定に該当しない場合）	16
4．法人事業者が個人事業者にかわる場合（3．の逆の例）	17
5．法人の（組織）変更をする場合（承継規定に該当しない場合）	18
二．変更登録申請関係（既登録業者が対象）	
6．追加して給油所を新設する場合	19
7．追加して他人（他法人）が営業している給油所を買い受け、 又は借り受けて営業する場合（いわゆる「運営者交替」の場合）	21
8．同一販売事業者が既存の給油所を廃止して他地点に移設する場合	23
9．複数の給油所を所有しているがそのうちの一部だけを廃止するか、 その一部を他者に譲渡又は貸与する場合	25
10．法人の担当役員（登録してある役員）が事情により交替する場合	27
三．変更届出関係	
11．法人の名称が変更になった場合	30
12．個人事業者が養子縁組等により氏名が変更になった場合	30
13．個人事業者または法人等の住所の変更	31
14．事業者の所在地・給油所の所在地に住居表示等の変更があった場合	31
15．法人の代表者が変更になった場合	32
16．法人の組織変更をする場合	33
17．給油所の揮発油用タンクの容量または計量器数を増加または減少する場合	35

四. 廃止届出関係

18. すべての給油所を廃棄または譲渡することによって給油所運営を一切
行わなくなった場合 37

五. 品質管理者選任（解任）届出関係

19. 品質管理者の選任・解任をした場合 39

六. 分析委託（委託廃止）届出関係

20. 登録分析機関に分析を委託（委託廃止）する場合 41

七. 承継届出関係

21. 法人が吸収合併する場合 43
22. 法人が新設合併する場合 43
23. 事業を全部譲渡する場合 44
24. 個人事業者が法人化する場合（承継規定に該当する場合） 44
25. 法人事業者が個人事業者にかわる場合（承継規定に該当する場合） 44
26. 法人の（組織）変更をする場合（承継規定が適用できる場合） 44
27. 個人事業者が相続する場合であって相続人の中から承継者が選定される場合 45
28. 個人事業者が相続する場合であって、承継者が選定されず、
相続人全員が共同承継される場合 45
29. 複数の給油所を分割して相続する場合 45

八. その他

30. 揮発油品質維持計画の軽減認定を受ける場合 46
31. 揮発油の仕入先を変更した場合 46
32. 給油所の名称を変更しようとする場合 46
33. 登録事項等の証明について 46

揮発油販売業者の手続き窓口（中国地域）

「揮発油等の品質の確保等に関する法律」（品確法）に基づく申請書、届出書等の提出先は、中国経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課になります。但し、事業者の給油所の所在地が二つ以上の経済産業局の管轄区域にわたる場合は、経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課となります。

中国経済産業局
資源エネルギー環境部 資源・燃料課

〒730-8531

広島市中区上八丁堀6-30

TEL：082-224-5722

FAX：082-224-5648

資源エネルギー庁
資源・燃料部石油流通課

〒100-8931

東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL：03-3501-1320

FAX：03-3501-1837

一. 登録申請関係（新規登録事業者が対象）

1. 新規に給油所を建設し、揮発油販売業を行う場合

新たに揮発油販売業に参入する場合の手続きです。

申請の時期は、登録審査等の期間が必要ですので、遅くとも揮発油の販売を開始する二週間前までに申請書を提出してください。

<必要書類>

- (1) 様式第1 申請書 かがみ
- (2) 様式第1 申請書 かがみの裏面（納付書・領収証書）
- (3) 誓約書
- (4) 様式第2 事業計画書
- (5) 分析器共同使用合意書及び納品書の写し、または分析委託届出書及び契約書の写し若しくは揮発油分析受託証明書
- (6) 品質管理者の資格証明書
- (7) 住民票（個人の場合）
- (8) 登記事項証明書（法人の場合）
- (9) 定款（法人の場合。※1参照）
- (10) その他

※1. 登記事項証明書で揮発油の販売が確認できる場合は不要。

<登録申請にあたっての注意事項>

- (1) 様式第1（申請書かがみ）（記載例1）を参照。

(記載例1)

様式第1 (第3条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 登録番号	

揮発油販売業登録申請書

令和〇年 〇月 〇日

中国経済産業局長 殿

氏名又は名称及び法人にあ 〇〇株式会社
つてはその代表者の氏名 〇〇 〇〇 印
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

揮発油等の品質の確保等に関する法律第3条の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 給油所の名称及び所在地 〇〇給油所
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

2 給油所ごとの給油設備の規模 タンクの容量 〇KL
計量器の個数 〇基

3 法人にあっては、その業務を行う役員の氏名
代表取締役 〇〇 〇〇

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

3 給油設備の規模の欄には、揮発油のタンクの容量及び計量器の個数について記載すること。

4 裏面に登録免許税納付書又は領収証書をはり付けること。

イ. 申請書の提出年月日を「年月日」欄に記入してください。

ロ. あて名

中国経済産業局長 殿と記載してください。

なお、2以上の経済産業局の管轄区域に給油所を設置して揮発油販売業を行おうとする場合にあっては経済産業大臣 殿と記載してください。

ハ. 申請者

法人の場合は登記上の名称、住所を記載してください。登記事項証明書により確認を行うので正確に記載し、社印（角印）及び代表者印（登記印）を押印してください。

個人の場合は住所・氏名を記載し、実印を押印してください。

なお、これ以降の諸手続きはこの印を用いて行わなければなりません。

ニ. 給油所の名称及び所在地

（記載例）○○○給油所

○○県○○市○○町

ホ. 給油所ごとの給油設備の規模

計量器の基数は、同時に独立してガソリンの給油が可能なノズルの数に応じてその数を記載してください。（タンク、計量器ともガソリンのみです。）

ヘ. 法人にあってはその業務を行う役員の氏名

「業務を行う役員」とは株式会社・有限会社の取締役、合名会社・合資会社の業務執行役員、公益法人の理事、組合の理事等のうち「揮発油の販売を担当する役員」をいいます。

したがって、同じ株式会社の取締役であっても、その担当分野が揮発油の販売と全く関係ない者は、ここでいう「業務を行う役員」には該当しないので記載する必要はありません。以後、この登録された役員が退任又は交替する場合は変更登録申請が必要となります。

(2) 様式第1（申請かがみ）の裏面

登録免許税3万円を広島東税務署あてに納付し、当該納付に係る「納付書・領収証書」（正本）を所定欄に貼付してください。

なお、納付手続きは日本銀行歳入代理店となっている最寄りの金融機関及び郵便局等で行えます。

また、納付書が金融機関にない場合は最寄りの税務署で入手して下さい。

(3) 誓約書（記載例 2）を参照。

(記載例 2)

<h1>誓 約 書</h1>			
令和〇年 〇月 〇日			
中国経済産業局長 殿			
登録申請者			
名 称	〇〇株式会社		
代表者の氏名	〇〇 〇〇		印
住 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地		
<p>当社は、揮発油等の品質の確保等に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに該当しない者であることを誓約いたします。</p>			

イ. 法人の場合の誓約書記載例は上記のとおりです。

ロ. 個人の場合の誓約書は文面の一部を次のように置き換えてください。

当社は→私は

第 1 号から第 4 号まで→第 1 号から第 3 号まで

(4) 様式第2 事業計画書（給油所関係）（記載例3）を参照。

(記載例3)

事業計画書		
給油所名	〇〇〇給油所	
事業開始予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
揮発油の購入先	〇〇石油株式会社	
品質管理者の氏名	〇〇 〇〇	
分析設備の種類又は登録分析機関の名称	一般社団法人〇〇〇協会 〇〇〇〇センター	
所要資金の額	調達方法	金額（千円）
	内部資金	〇〇, 〇〇〇千円
	借入金	〇, 〇〇〇千円
	計	〇〇, 〇〇〇千円

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 揮発油の分析を行う者にとっては、分析設備の種類又は登録分析機関の名称の欄に分析設備の製造者名及び型式を記載すること。

イ. 給油所名

申請書かがみ（様式第1）と同じ給油所名を記載してください。

ロ. 事業開始予定年月日

登録申請者が実際に事業開始を予定している年月日を記入してください。
ただし、事業開始の日をもって登録を行うため、申請書は、原則として、
事業開始予定日の遅くとも二週間前には提出するようにしてください。

ハ. 揮発油の購入先

(記載例) ○○石油株式会社

直近上位の仕入先(「三者」の場合は二者の名称を、「二者」の場合は元売りの名称を、「系統農協」の場合は○○経済連など)を記載してください。

なお、仕入先が複数の場合は、それぞれを記載してください。

ニ. 品質管理者の氏名

当該申請給油所において、選任を予定している者の氏名を記載してください。

なお、一人の品質管理者を二以上の給油所の品質管理者として選任することはできません。

ホ. 分析設備の種類又は登録分析機関の名称

分析設備を直接購入、又は共同で使用する場合は、使用する分析設備を次の記載例のように記入してください。

また、分析作業を大臣の登録を受けた分析機関に委託する場合は、その登録分析機関の名称を記入してください。

(登録分析機関) (一社) 全国石油協会 ○○試験センター

(一財) 新日本検定協会 ○○分析センター

(一社) 日本海事検定協会

(分析設備) ○○製作所 ○○分析計○○型

ヘ. 所要資金の額

申請給油所の所要資金の額及び調達方法については、各々の項目に分けて記入してください。

(5) - ① 分析器共同使用合意書及び納品書の写し

分析設備を使用することが可能であることを証する書面として、具体的には、自ら分析設備を設置して分析を行う場合は「分析設備の納品書の写し」を提出する必要があります。

また、共同で設備を使用する場合は「分析設備の納品書の写し」の他、例えば、

共同使用を証する書面をあわせて提出する必要があります。

なお、新設で分析設備を新規購入する場合は給油所の完成時に納入することになるため、申請時は分析設備の注文請書の写し（納入時期が明記されているもの）をもって納品書の写しに替えることができます。

(5)－②分析委託届出書及び分析委託契約書の写し又は揮発油分析受託証明書

登録分析機関に揮発油の分析を委託する場合は、分析委託届出書（記載例4）の他、委託を行うことを証する書面として「分析委託契約書の写し」を添付して提出する必要があります。また、上記に替えて、登録分析機関の発行する「揮発油分析受託証明書」を提出することができます。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

分析委託（委託廃止）届出書

令和 ○年 ○月 ○日

中国経済産業局長 殿

氏名又は名称及び法人にあ ○○○株式会社

つてはその代表者の氏名 ○○ ○○ 印

住 所 ○○県○○市○○町○番地

揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第2項の規定により
次のとおり届け出ます。

- 1 登録年月日及び登録番号
○年○月○日 ○-第○○○○○号
- 2 委託（委託廃止）に係る給油所の名称及び所在地
○○給油所 ○○県○○市○○町○○番地
- 3 委託先（委託廃止先）の登録分析機関の名称
一般社団法人 ○○○○協会 ○○○○センター
- 4 委託（委託廃止）の年月日 ○年○月○日

(備考) 1 不用な字句は消して使用すること。

「（委託廃止）」等に傍線を入れて下さい。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3 ×印の項は、記載しないこと。

(6) 品質管理者の資格証明書

品質管理者の免状の写しを添付してください。

甲種危険物取扱者免状及び乙種危険物取扱者免状所有の場合は、その免状（表・裏）の写しだけで結構です。

丙種危険物取扱者免状所有の場合、その資格は揮発油の給油の実務に6ヶ月以上従事し、①高等学校卒業以上の者、又は②経済産業大臣が指定する講習の課程を修了した者とされているので、①の場合は履歴書（記載例5）を、②の場合は履歴書と講習会の修了証書の写しが必要となります。

(記載例5)

* 丙種危険物取扱者免状の場合にのみ必要な履歴書

品質管理者の履歴書

令和〇〇年〇月〇日

会社名 〇〇石油株式会社

ふりがな やまだたろう

氏 名 山田 太郎

給油所名

生年月日 昭和〇〇年〇月〇日生 (満〇〇才)

本 籍 地	広島県
ふりがな	ひろしましなかくかみはっちょうぼり
現 住 所	広島県広島市中区上八丁堀〇-〇〇 電話 082 (〇〇〇) 〇〇〇〇

年 号	年	月	学歴、職歴、賞罰など
昭和	45	3	〇〇〇県立〇〇高等学校卒業
			職歴
昭和	45	4	地球商事株式会社入社
	47	2	地球商事株式会社退社
	49	6	宇宙石油株式会社入社
			賞罰
			なし

(7) 登記事項証明書

法人の場合は登記事項証明書が必要となります。法人名・所在地・法人の役員名が記載されていることが必要です。

(8) 定款

法人の場合だけ必要となります。この定款により当該法人がその業務として揮発油販売業を行うことが可能であるか否かを審査するため、事業目的に「揮発油の販売」が記載されていることが必要となります。

ただし、登記事項証明書により、上記内容が確認できる場合は、添付する必要はありません。

(9) その他

① 品質管理者選任届出書（様式第9）

これは給油所のオープン後、遅滞なく提出すべき書類ですが、品質管理者が確定している場合は、申請書と同時に提出してください。

記載方法については19. を参照。

②なお、同時に石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく届出が必要です。

2. 業界新規参入者が、他人が営業している給油所を買い受け、又は借り受けて揮発油販売業を行う場合（いわゆる「運営者交替」の場合）

旧運営者の廃止日と新運営者の事業開始日の間に日付のズレがないよう手続きを進める必要がありますので、特に、運営の期間が重複することのないよう注意してください。

申請の時期は、登録審査等の期間として、遅くとも運営者交替が行われる二週間前までに申請書を提出してください。

<必要書類>

- (1) 様式第1 申請書 かがみ
- (2) 様式第1 申請書 かがみの裏面（納付書・領収証書）
- (3) 誓約書
- (4) 様式第2 事業計画書
- (5) 分析器共同使用合意書及び納品書の写し、または分析委託届出書及び契約書の写し若しくは揮発油分析受託証明書
- (6) 品質管理者の資格証明書
- (7) 住民票（個人の場合のみ）
- (8) 登記事項証明書（法人の場合のみ）
- (9) 定款（法人の場合。 ※1参照）
- (10) 譲渡契約書又は賃貸借契約書等の写し、若しくは前運営者の廃止届出書又は変更登録申請書の写し（受領印があるもの）
- (11) その他

※1. 登記事項証明書で揮発油の販売が確認できる場合は不要。

<登録申請に当たっての注意事項>

(1)～(9)は1. を参照。

(10) 譲渡契約書又は賃貸借契約書等の写し

旧運営者から新運営者への営業主体の引継を確認するため、両者間の売買契約又は賃貸借契約書等の写しが必要です。

ただし、前運営者の廃止届出書又は廃止の変更登録申請書の写し（受領印を押したものを）を添付すれば、上記書類の添付は必要ありません。

(11) その他

- ①旧運営者が他局管内の登録業者の場合、廃止届出書又は変更登録申請書（いずれも他局受付印のあるもの）の写しを添付してください。
- ②品質管理者選任届出書（様式第9）
- ③石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく届出が必要です。

3. 個人事業者が法人化する場合（承継規定に該当しない場合）

法人化するに当たって、債権債務関係等に変更がある場合は、個人事業者（既登録分）の廃止届出の手続きと新法人の新規登録の手続きが必要となります。

ただし、既に登録業者である個人事業者が法人化（株式会社、合同会社など）する場合、揮発油販売業の遂行に必要なあらゆる債権債務関係等に変更が無い場合は、事業の全部譲渡に該当し承継規定の対象となり、24. の届出の手続きを行うことになります。

◎新法人の新規登録申請

<必要書類>

- (1) 様式第1 申請書 かがみ
- (2) 様式第1 申請書 かがみの裏面（納付書・領収証書）
- (3) 誓約書
- (4) 様式第2 事業計画書
- (5) 分析器共同使用合意書及び納品書の写し、または分析委託届出書及び契約書の写し若しくは揮発油分析受託証明書
- (6) 品質管理者の資格証明書
- (7) 登記事項証明書
- (8) 定款（※1参照）
- (9) その他

※1. 登記事項証明書で揮発油の販売が確認できる場合は不要。

<登録申請に当たっての注意事項>

(1)～(8)は1. を参照。

(9) その他

①譲渡契約書又は給油所施設貸与契約書等の写しを添付してください。

個人事業者（既登録）と法人化された新法人との間で交わされた譲渡契約書等の写しを添付する必要があります。

②品質管理者の選任届出書（様式第9）

③なお、石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく届出が必要です。

4. 法人事業者が個人事業者にかわる場合（3. と逆の例）

この場合も揮発油販売業の遂行に必要なあらゆる債権債務関係等に変更がない場合は、事業の全部譲渡に該当し承継規定の対象となり、25. の届出の手続きを行うこととなります。

ただし、個人事業化するに当たって、債権債務関係等に変更がある場合は、法人事業者（既登録分）の廃止届出の手続きと個人事業者の新規登録の手続きが必要となります。

◎個人事業者の登録申請

<必要書類>

- (1) 様式第1 申請書 かがみ
- (2) 様式第1 申請書 かがみの裏面（納付書・領収証書）
- (3) 誓約書
- (4) 様式第2 事業計画書
- (5) 分析器共同使用合意書及び納品書の写し、または分析委託届出書及び契約書の写し若しくは揮発油分析受託証明書
- (6) 品質管理者の資格証明書
- (7) その他

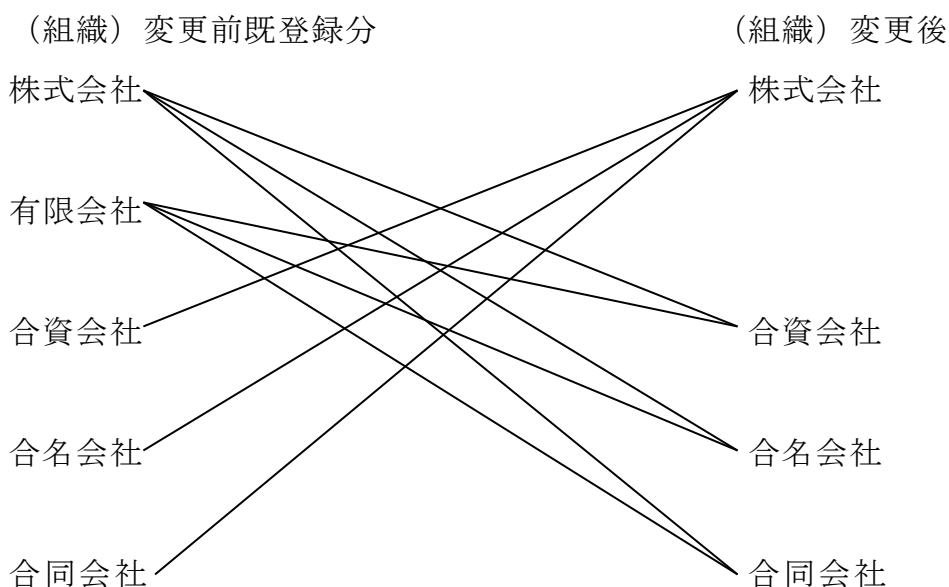
<登録申請に当たっての注意事項>

(1)～(7) 1. 及び3. を参照。

◎既登録の法人事業者の廃止届出書

18. の①を参照

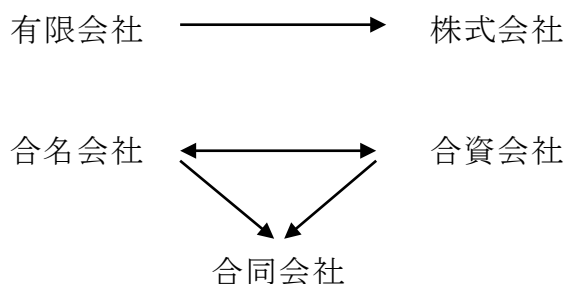
5. 法人の（組織）変更をする場合



組織変更するに当たって債権債務関係等に変更がある場合は、旧運営者の廃止届出の手続きと新運営者の登録申請の手続きが必要となります。（手続に当たっての必要書類及び注意事項は2.を参照。）

ただし、揮発油販売業の遂行に必要なあらゆる債権債務関係等に変更がない場合は事業の全部譲渡に該当し、承継規定の対象となり、23.の届出の手続きを行うこととなります。

また、以下の（組織）変更の場合は16.を参照。



二. 変更登録申請関係（既登録業者が対象）

6. 追加して給油所を新設する場合

既登録業者が給油所を1ヵ所増設する場合、1. の考え方を準用します。

ただし、新規登録業者の申請と異なる点は、①登録免許税3万円が不要 ②誓約書が不要 ③法人の場合は登記事項証明書、定款が不要となることです。

<必要書類>

- (1) 様式第6 申請書 かがみ
- (2) 様式第2 事業計画書
- (3) 分析器共同使用合意書及び納品書の写し、または分析委託届出書及び契約書の写し若しくは揮発油分析受託証明書
- (4) 品質管理者の資格証明書
- (5) その他

<登録申請に当たっての注意事項>

(1) 様式第6（申請書かがみ）（記載例6）を参照。

イ. 申請書の提出年月日を「年月日」欄に記入してください。

ロ. あて名は、1. (1)ロを参照。

ハ. 申請者は、1. (1)ハを参照。

なお、登録申請時と同じ社印及び代表者印を押印してください。

ニ. 登録年月日及び登録番号は、「揮発油販売業者登録通知書」に記載されている登録年月日及び登録番号を記入してください。

ホ. 変更の内容には、「給油所1ヵ所の新設」と記載してください。

枠内（変更後の内容欄）については、①給油所の名称、②給油所の所在地、③タンクの容量、④計量器の基数を記載してください。

ヘ. 変更の年月日は、事業開始予定年月日を記載して下さい。

ト. 変更の理由は、給油所の新設目的を具体的かつ簡潔に記載してください。

(2)～(5)は1. を参照。

(記載例6)

様式第6 (第7条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日

揮発油販売業変更登録申請書

令和〇年〇月〇日

中国経済産業局長 殿

氏名又は名称及び法人にあ ○〇株式会社

つてはその代表者の氏名 ○〇 ○〇 印

住 所 ○〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

揮発油等の品質の確保等に関する法律第8条第1項の変更登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1 登録年月日及び登録番号 ○年〇月〇日 ○-第〇〇〇〇〇号

2 変更の内容 給油所1ヵ所の新設

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
	給油所の名称 ○〇給油所 給油所の所在地 ○〇〇〇〇〇 タンクの容量 ○〇KL 計量器の数 ○〇基

3 変更の年月日 ○年〇月〇日

4 変更の理由 経営規模拡大のため、給油所を新設する。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

7. 追加して他人（他法人）が営業している給油所を買い受け、又は借り受けて営業する場合（いわゆる「運営者交替」の場合）

考え方は2. を準用します。異なる点は新運営者が既登録業者であり、①登録免許税3万円が不要 ②誓約書が不要 ③法人の場合は登記事項証明書、定款が不要となります。

<必要書類>

- (1) 様式第6 申請書 かがみ
- (2) 様式第2 事業計画書
- (3) 分析器共同使用合意書及び納品書の写し、または分析委託届出書及び契約書の写し若しくは揮発油分析受託証明書
- (4) 品質管理者の資格証明書
- (5) 譲渡契約書又は賃貸借契約書等の写し、若しくは前運営者の廃止届出書又は変更登録申請書の写し（受領印のあるもの）
- (6) その他

<登録申請に当たっての注意事項>

(1) 様式第6（申請書かがみ）（記載例7）を参照。

イ. 変更の理由

必ず前運営者の名称と登録番号を記載してください。

(2)～(6)は2. 及び6. を参照。

(記載例 7)

様式第 6 (第 7 条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日

揮発油販売業変更登録申請書

令和〇年〇月〇日

中国経済産業局長 殿

氏名又は名称及び法人にあ ○〇株式会社

つてはその代表者の氏名 ○〇 ○〇 印

住 所 ○〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

揮発油等の品質の確保等に関する法律第 8 条第 1 項の変更登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1 登録年月日及び登録番号 ○年〇月〇日 ○-第〇〇〇〇〇号

2 変更の内容 給油所の追加

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
	給油所の名称 ○〇給油所 給油所の所在地 ○〇〇〇〇〇 タンクの容量 ○〇K L 計量器の数 ○〇基

3 変更の年月日 ○年〇月〇日

4 変更の理由 経営規模拡大のため、〇〇(給油所所有者)が上記所在地に建設する給油所を賃借し/買い取り、運営する。

前運営者 株〇〇石油(登録番号〇-〇〇〇〇〇)

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

8. 同一販売事業者が既存の給油所を廃止して他地点に移設する場合

手続きは6. を準用します。

<必要書類>

- (1) 様式第6 申請書 かがみ
- (2) 様式第2 事業計画書
- (3) 分析器共同使用合意書及び納品書の写し、または分析委託届出書及び契約書の写し若しくは揮発油分析受託証明書
- (4) 品質管理者の資格証明書
- (5) その他

<登録申請に当たっての注意事項>

- (1) 様式第6 (申請書かがみ) (記載例8) を参照。

イ. 変更の内容には、「給油所の廃止及び1ヵ所の追加(移設)」と記載してください。

枠内(従前の内容/変更後の内容)には従前の内容欄には廃止する給油所の名称、給油所の所在地、タンクの容量、計量器の数を、変更後の内容欄には新設(移設後)の給油所の名称、給油所の所在地、タンクの容量、計量器の数をそれぞれ記載してください。

ロ. 変更の年月日は、事業開始予定年月日を記載して下さい。

- (2)~(5)は1. を参照。

(記載例 8)

様式第 6 (第 7 条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日

揮発油販売業変更登録申請書

令和〇年〇月〇日

中国経済産業局長 殿

氏名又は名称及び法人にあ 〇〇株式会社
つてはその代表者の氏名 〇〇 〇〇 印
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

揮発油等の品質の確保等に関する法律第 8 条第 1 項の変更登録を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 登録年月日及び登録番号 〇年〇月〇日 〇-第〇〇〇〇〇号
- 2 変更の内容 給油所の 1 ヲ所の廃止及び 1 ヲ所の追加 (移設)

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
給油所の名称 〇〇給油所	給油所の名称 △△給油所
給油所の所在地 〇〇〇〇〇〇	給油所の所在地 △△△△△△
タンクの容量 〇〇KL	タンクの容量 △△KL
計量器の数 〇〇基	計量器の数 △△基

- 3 変更の年月日 〇年〇月〇日
- 4 変更の理由 バイパス道路の建設による商圈移動のため、給油所を移設する。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

9. 複数の給油所を所有しているがそのうちの一部だけを廃止するか、その一部を他者に譲渡又は貸与する場合

変更登録申請が必要となります。

内容は、①完全に廃止する場合 ②他者に譲渡又は貸与する場合に区分されます。

①完全に廃止する場合

<必要書類>

- (1) 様式第6 申請書かがみ
- (2) その他

<変更登録申請に当たっての注意事項>

- (1) 様式第6 (申請書かがみ) (記載例9) を参照。
- (2) 石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく届出が必要です

②他者に譲渡又は貸与する場合

<必要書類> 及び <変更登録申請に当たっての注意事項>

上記9. ①を参照。 (記載例9) を参照。

イ. 変更の理由には「上記の給油所を〇〇石油(登録番号〇〇〇)」に貸与する。
等記入してください。

(注) なお、譲渡又は貸与により新たに登録を受ける事業者が**他経済産業局管轄の場合**の提出部数は、正1部に加え、控え1部を提出してください。

この控えに受付印を押印し返却するので、この返却された控えは譲り受け又は借り受ける側の申請書に添付してください。

(記載例 9)

様式第 6 (第 7 条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日

揮発油販売業変更登録申請書

令和 ○年 ○月 ○日

中国経済産業局長 殿

氏名又は名称及び法人にあ ○○株式会社
つてはその代表者の氏名 ○○ ○○ 印
住 所 ○○県○○市○○町○○番地

揮発油等の品質の確保等に関する法律第 8 条第 1 項の変更登録を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 登録年月日及び登録番号 ○年○月○日 ○-第○○○○○○号
- 2 変更の内容 給油所 1 ヲ所の減少

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
給油所の名称 ○○給油所 給油所の所在地 ○○○○○○ タンクの容量 ○○KL 計量器の数 ○○基	同左給油所を廃止する。

- 3 変更の年月日 ○年○月○日
- 4 変更の理由 経営合理化のため、上記給油所を○○石油（登録番号○-○○○○○）に売却する。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

10. 法人の担当役員（登録してある役員）が事情により交替する場合

法施行時に既存業者として登録を受けた法人及び1.～3.、5.により新規登録された法人であって、業務を行う役員として登録原簿に記載してある役員が退任・死亡等により辞めた場合又は担当職務の交替、増員等があった場合は、変更登録申請が必要となります。（品質確保法上の担当役員として登録されていない役員の変更については、本手続きは不要です。）

また、代表者（代表取締役、代表理事組合長等）の変更は、当該「変更登録申請」及び法第8条第3項の規定に基づく「揮発油販売業者氏名等変更届出書」の2つの手続きが必要ですが、「変更登録申請」の提出だけで可としています。

<必要書類>

- (1) 様式第6 申請書かがみ
- (2) 誓約書
- (3) 登記事項証明書
- (4) 役員会議事録の写し（農協等のみ）
- (5) その他

<変更登録申請に当たっての注意事項>

- (1) 様式第6（申請書かがみ）（記載例10）を参照。

イ. 変更の内容

代表者の変更を含む場合は、「揮発油販売業を行う役員及び代表者の変更」と記載する。

ロ. 変更の年月日には、登記事項証明書上の変更のあった日付を記載する。

ハ. 変更の理由を具体的に記載する。

- (2)は1. 参照。

(3)は役員の変更が確認できるものが必要です。

(4)は農協等の場合、登記事項証明書には、複数の役員（理事）が並記されていることが多く、代表者（代表理事組合長）が確認できない場合は代表理事（組合長）が選出されたことを確認するため、当該委員会（理事会）の議事録の提出が必要です。

(5)①本申請の提出日については、添付すべき登記事項証明書の関係上、事後申請とならざるを得ませんが、できるだけ速やかに提出してください。

②代表者を変更する場合、石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく届出が必要です。

(記載例 10)

様式第 6 (第 7 条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日

揮発油販売業変更登録申請書

令和〇年〇月〇日

中国経済産業局長 殿

氏名又は名称及び法人にあ ○〇株式会社
つてはその代表者の氏名 ○〇 ○〇 印
住 所 ○〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

揮発油等の品質の確保等に関する法律第 8 条第 1 項の変更登録を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 登録年月日及び登録番号 ○年〇月〇日 ○-第〇〇〇〇〇号
- 2 変更の内容 代表者及び役員の変更

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
代表取締役 青木 太郎 取締役 山田 健次郎	代表取締役 鈴木 一郎 取締役 小野 三郎

- 3 変更の年月日 ○年〇月〇日
- 4 変更の理由 取締役会の決議による。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと。

三. 変更届出関係

1 1. 法人の名称が変更になった場合

氏名等法人の名称が変更になった場合は、法第8条第3項に基づき「揮発油販売業者氏名等変更届出書」を遅滞なく提出する必要があります。

<必要書類>

- (1) 様式第7 変更届出書かがみ
- (2) 登記事項証明書
- (3) その他

<手続き上の注意事項>

(1) 様式第7 変更届出書かがみ (記載例11)を参照。

イ. 「変更の内容」には「法人の名称の変更」と記載してください。

ロ. 「変更の年月日」の日付は登記事項証明書に記載されている変更のあった日付を記載してください。

ハ. 「変更の理由」には「取締役会の決議による。」等記載してください。

(2) 法人の名称の変更が確認できるものとして必要です。

(3) 石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく届出が必要です。

1 2. 個人事業者が養子縁組等により氏名が変更になった場合

<必要書類>

- (1) 様式第7 変更届出書かがみ
- (2) 戸籍謄本(抄本)または住民票等
- (3) その他

<手続き上の注意事項>

(1)~(3)は11.を参照。

イ. 「変更の内容」には「氏名の変更」と記載してください。

ロ. 「変更の理由」には具体的に「養子縁組により改名したため」等を記載してください。

13. 個人事業者または法人等の住所の変更

個人事業者の住所又は法人の所在地が変更となった場合は、変更届の提出が必要です。ただし、住居表示の変更は14. を参照。

<必要書類>

- (1) 様式第7 変更届出書かがみ
- (2) 個人事業者の場合は住民票等、法人事業者の場合は登記事項証明書
- (3) その他

<手続き上の注意事項>

(1)～(3)は11. を参照。

イ. 「変更の内容」には「住所の変更」と記載してください。

ロ. 「変更の理由」には「転居により事業所の住所を変更するため」等具体的に記載してください。

14. 事業者の所在地・給油所の所在地に住所表示等の変更があった場合

市町村などの都合により、住居表示・住所表示等が変更されることがあります。この場合、実質的な地点に変更はなくても住所及び所在地名が変わることになります。

登録原簿に記載されている住所及び所在地名を変更しないと現実と登録簿に不一致が生じることとなるため届出が必要となるものです。

ただし、この届出の提出は他の手続きがある際、併せて行っても結構です。

<必要書類>

- (1) 様式第7 変更届出書のがみ
- (2) 市町村の発行する住所（居）表示変更の証明書

<手続き上の注意事項>

13. を参照。

15. 法人の代表者が変更になった場合

10. で説明したとおり、「揮発油販売業を担当する役員」の変更については変更登録申請の手続きを、また、「代表者」の変更については変更届出の手続きが必要となります。

通常、代表者は「揮発油販売業を担当する役員」を兼ねていることから法人の代表者が変更になった場合は役員の変更をともない、法律上、両手続きが必要となります。

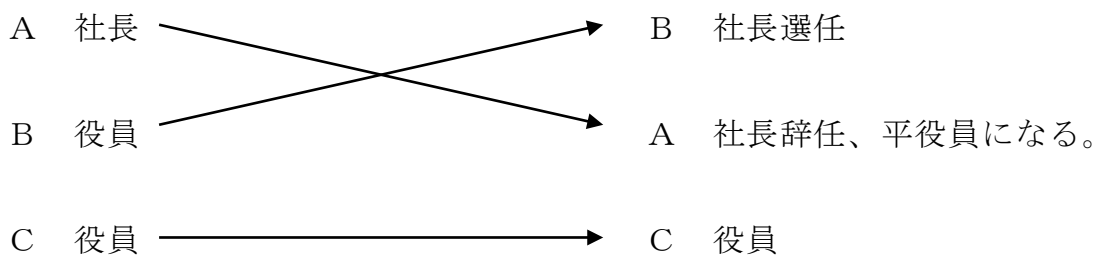
しかしながら、事務の簡素化の観点から変更登録の手続きをもって両手続きがなされたものと見なすこととしており、10. の手続きだけで足りることとしています。

なお、例のように、本省又は経済産業局の登録原簿に記載されている役員の構成には変更がなく、現役員の中から代表者が交替する場合は「変更登録」の対象外であり、「変更届出」を提出することとなります。

(例)

(登録原簿に記載)

(変更後)



例の場合は、次の手続きが必要となります。

<必要書類>

- (1) 様式第7 変更届出書かがみ
- (2) 登記事項証明書
- (3) その他

<手続き上の注意事項>

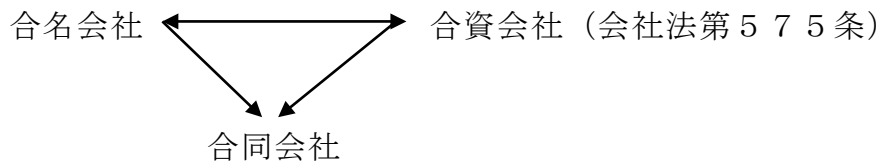
(1)、(3)は11. を参照。

イ. 「変更の内容」には「代表者の変更」と記載してください。

(2)代表者の変更と役員構成がわかるものが記載されていることが必要です。

16. 法人の組織変更をする場合

有限会社 → 株式会社（会社法第25条・整備法第2条）



上記の組織変更の場合は組織変更に伴う名称等の変更について、「氏名等変更届出書」の提出が必要となります。

<必要書類>

- (1) 様式第7 変更届出書かがみ
- (2) 登記事項証明書

<手続き上の注意事項>

(1)、(2)は、11. を参照。

イ. 「変更の内容」には「法人の組織の変更」と記載してください。

ロ. 「変更の理由」には「〇〇会社に組織変更したため」等を記載してください。

(記載例 1 1)

様式第 7 (第 8 条関係)

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

揮発油販売業者氏名等変更届出書

令和〇年 〇月 〇日

中国経済産業局長 殿

氏名又は名称及び法人にあ ○〇株式会社

つてはその代表者の氏名 ○〇 ○〇 印

住 所 ○〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

揮発油等の品質の確保等に関する法律第 8 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 登録年月日及び登録番号 ○年〇月〇日 ○-第〇〇〇〇〇号
- 2 変更の内容 ○〇〇〇〇〇。

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
○〇〇〇〇〇	○〇〇〇〇〇

- 3 変更の年月日 ○年〇月〇日
- 4 変更の理由 ○〇〇〇〇〇。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

17. 給油所の揮発油用タンクの容量または計量器数を増加または減少する場合
<必要書類>

(1) 様式第7 変更届出書かがみ (記載例12) を参照。

(記載例12)

様式第7 (第8条関係)

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

揮発油販売業者氏名等変更届出書

令和 ○年 ○月 ○日

中国経済産業局長 殿

氏名又は名称及び法人にあ ○○株式会社

つてはその代表者の氏名 ○○ ○○ 印

住 所 ○○県○○市○○町○○番地

揮発油等の品質の確保等に関する法律第8条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 登録年月日及び登録番号 ○年○月○日 ○-第○○○○○号
- 2 変更の内容 給油所の設備規模の拡大(縮小)。

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
給油所の名称 ○○給油所	給油所の名称
給油所の所在地 ○○○○○	給油所の所在地
タンクの容量 ○○KL	タンクの容量 △△KL
計量器の個数 ○○基	計量器の個数 △△基

3 変更の年月日 ○年○月○日

4 変更の理由 地区需要の増加に対応するため(設備合理化のため)

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

なお、複数の給油所を一度に申請したい場合は次のように記載してください。

別紙

(記載例)

従前の内容	変更後の内容	変更の年月日	変更の理由
給油所の名称： 所在地： タンク容量： 計量器の個数：	給油所の名称： 所在地： タンク容量： 計量器の個数：	年 月 日	
給油所の名称： 所在地： タンク容量： 計量器の個数：	給油所の名称： 所在地： タンク容量： 計量器の個数：	年 月 日	

イ. 別紙の大きさは日本工業規格 A 4 とすること。

ロ. 複数給油所の設備拡大を一度に届出したい場合もこの例を準用します。

四. 廃止届出関係

18. すべての給油所を廃棄または譲渡することによって給油所運営を一切行わなくなった場合

9. は給油所の一部廃止または一部譲渡・貸与等の場合の手続きであるが、当該届出は揮発油販売業から完全に撤退する場合の手続きです。

したがって、給油所を一部でも残す場合は9. となります。

内容は9.と同様、①廃止する場合 ②他者に譲渡又は貸与する場合に区分できます。

①廃止する場合

<必要書類>

- (1) 様式第8 廃止届出書かがみ
- (2) その他

<手続き上の注意事項>

- (1) 様式第8 廃止届出書かがみ (記載例13)を参照。
- (2) 石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく届出が必要です。

②他者に全ての給油所を譲渡または貸与する場合

<必要書類>及び<手続き上の注意事項>

18. ①を参照。

なお、廃止された給油所を新運営者が業務を継続する場合の廃止年月日は、新運営者の登録年月日(営業開始日)の前日又は同日であることが必要となります。

(記載例 1 3)

様式第 8 (第 9 条関係)

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

揮発油販売業廃止届出書

令和〇年 〇月 〇日

中国経済産業局長 殿

氏名又は名称及び法人にあ 〇〇株式会社

つてはその代表者の氏名 〇〇 〇〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

揮発油等の品質の確保等に関する法律第 9 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録年月日及び登録番号

〇年〇月〇日 〇-第〇〇〇〇〇号

2 事業を廃止した年月日 〇年〇月〇日

3 事業を廃止した理由

例 ・経営合理化のため、給油所を廃止し、揮発油販売業から撤退する。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

イ. 「事業を廃止した理由」には廃止理由を具体的に記載してください。

五. 品質管理者選任（解任）届出関係

粗悪な揮発油の販売を防止するためには、人的面において法令を遵守する体制の整備が必要不可欠であるという考えのもと、揮発油の品質管理の中核になるものとして「品質管理者」の制度が設けられています。

19. 品質管理者の選任・解任をした場合

この選任・解任については遅滞なく届け出ることが義務づけられています。

①選任の届出をする場合

<必要書類>

- (1) 様式第9 選任届出書かがみ
- (2) 品質管理者の資格証明（不要な場合もある。）

<手続き上の注意事項>

(1) 様式第9 選任届出書かがみ（記載例14）を参照。

(2) 品質管理者の資格証明が不要な場合

イ. 新規又は変更登録申請時にすでに資格証明を提出し審査を受けている場合であって、その者が当該給油所の品質管理者となる場合

ロ. 以降、同一企業の社内人事異動によりすでに品質管理者であった者が他の給油所で引き続き品質管理者として選任される場合。（空白期間があった場合は不可）。

なお、資格証明については1. (6)を参照。

②解任の届けをする場合

<必要書類>

- (1) 様式第9 解任届出書かがみ

③選任と解任とを同時に届出する場合

<必要書類>及び<手続き上の注意事項>

19. ①、②を参照。

(記載例 1 4)

様式第 9 (第 1 2 条関係)

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

品質管理者選任 (解任) 届出書

令和〇年 〇月 〇日

中国経済産業局長 殿

氏名又は名称及び法人にあ 〇〇株式会社
つてはその代表者の氏名 〇〇 〇〇 印
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

揮発油等の品質確保等に関する法律第 1 4 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 登録年月日及び登録番号 〇年〇月〇日 〇一第〇〇〇〇〇号
- 2 給油所の名称及び所在地 〇〇給油所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
- 3 品質管理者の氏名 (選任) 〇〇 〇〇 (解任) 〇〇 〇〇
- 4 選任 (解任) の年月日 〇年〇月〇日
- 5 解任の場合にあっては、その理由 例 ・人事異動 ・退職のため

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

①選任の届出をする場合は「(解任)」に傍線を入れてください。

②解任の届出をする場合は「選任」に傍線を入れてください。

③選任と解任を同時に提出する場合は、傍線を入れないでください。

◎品質管理者の氏名等が婚姻等により変わった場合は様式第 9 の「解任の場合にあっては、その理由」の項 (行) に「婚姻のため氏名変更」等と記載し届出を行う。

必要書類は、前記①と同様。なお、添付書類として、氏名等が代わったことを証するものとして住民票又は危険物取扱者免状の写し等を添付してください。

六. 分析委託（委託廃止）届出関係

20. 登録分析機関に分析を委託（委託廃止）する場合

①登録分析機関に揮発油の分析を委託する場合

<必要書類>

- (1) 様式第13 分析委託届出書かがみ
- (2) 委託契約書（写）

<手続き上の注意事項>

- (1) 様式第13 分析委託届出書かがみ（記載例15）を参照。
- (2) 委託契約書（写し）は登録分析機関と揮発油の委託分析についての契約書（捺印済みのもの）の写しを添付してください。

②分析委託契約をやめる場合

<必要書類>

- (1) 様式第13 分析委託廃止届出書かがみ

(記載例 15)

様式第 13 (第 16 条の 2 関係)

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

分析委託（委託廃止）届出書

令和 ○年 ○月 ○日

中国経済産業局長 殿

氏名又は名称及び法人にあ ○○株式会社
つてはその代表者の氏名 ○○ ○○ 印
住 所 ○○県○○市○○町○○番地

揮発油等の品質の確保等に関する法律第 16 条の 2 第 2 項の規定により次のとおり届け出ます。

- 1 登録年月日及び登録番号
○年○月○日 ○-第○○○○○号
- 2 委託（委託廃止）に係る給油所の名称及び所在地
○○ 給油所 ○○県○○市○○町
- 3 委託先（委託廃止先）の登録分析機関の名称
一般社団法人 ○○○○協会 ○○○○センター
- 4 委託（委託廃止）の年月日 ○年○月○日

(備考) 1 不用な字句は消して使用すること。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

3 ×印の項は、記載しないこと。

①分析を委託する場合は「（委託廃止）」等に傍線を入れてください。

②分析委託契約をやめる場合は「分析委託」等に傍線を入れてください。

七. 承継届出関係

揮発油販売業者について、相続、合併、事業の全部譲渡があった場合に、相続人等が新たに法第3条等の登録を受けることなく、被相続人等の登録を受け継ぐことができる場合の手続きです。

以下の21.～29.のケースが考えられますが、具体的事例が発生した場合には、個別に経済産業局に御相談ください。

21. 法人が吸収合併する場合

法人が吸収合併する場合、次の3通りが考えられます。

- ①法人（未登録）が法人（既登録）を吸収合併
- ②法人（既登録）が法人（既登録）を吸収合併
- ③法人（既登録）が法人（未登録）を吸収合併

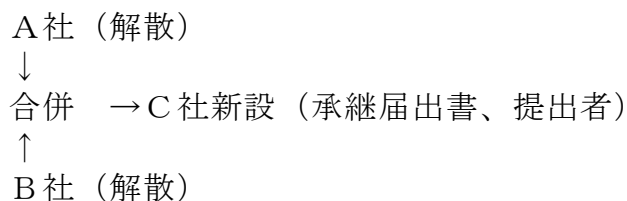
ただし、承継届の取扱いは①と②のケースになります。

（③については既登録法人の登録内容に変更がない限り問題とはなりません。）

なお、提出の時期は「遅滞なく」提出のこととされています。

（注）「遅滞なく」とは、時間的即時性は強く要求されますが、その場合でも正当な又は合理的理由に基づく遅滞は許されるというように解されており、事情の許す限り最も速やかにという趣旨です。

22. 法人が新設合併する場合



この場合の手続きは、上記例の場合で説明すれば、C社が承継届出書の提出することとなります。

23. 事業を全部譲渡する場合

揮発油販売業者がその事業の全部を譲り渡した場合、揮発油販売業者の地位の承継が認められるため、承継届出を提出することになります。

ここでいう事業の全部譲渡とは、揮発油販売業の遂行のために必要なあらゆる債権債務関係（買掛債務、売掛金、契約上の地位としてのガソリン調達契約、登録分析機関との分析委託契約、品質管理者の雇用契約、特約店契約、賃貸借契約等）を移転させることをいいます。

なお、給油所の一部譲渡は、事業の全部譲渡に該当しないので、運営者交替の手続（変更登録申請）が必要となります。

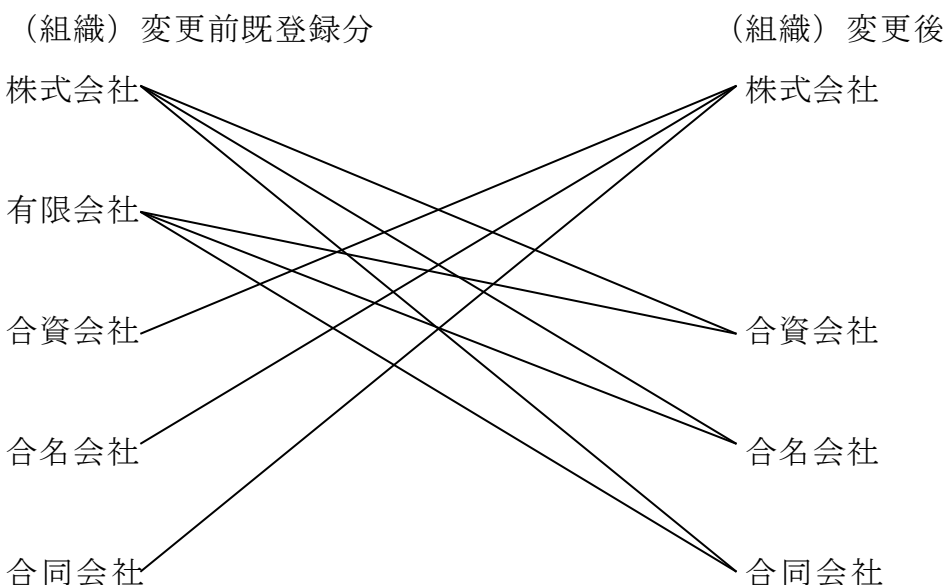
24. 個人事業者が法人化する場合（承継規定に該当する場合）

既に登録業者である個人事業者が法人化（株式会社、有限会社などへ）する場合、揮発油販売業の遂行に必要なあらゆる債権債務関係等に変更がない場合は、事業の全部譲渡に該当し承継規定の対象となります。考え方は、23. を参照。

25. 法人事業者が個人事業者にかわる場合（承継規定に該当する場合）

この場合も、揮発油販売業の遂行に必要なあらゆる債権債務関係等に変更がない場合は、事業の全部譲渡に該当し承継規定の対象となります。考え方は、23. を参照。

26. 法人の（組織）変更をする場合（承継規定が適用できる場合）



これらの変更について、揮発油販売業の遂行に必要なあらゆる債権債務関係等に変更がない場合は事業の全部譲渡に該当し、承継規定の対象となります。

考え方については、23. を参照。

27. 個人事業者が相続する場合であって、相続人の中から承継者が選定される場合

①相続権者が一人の場合

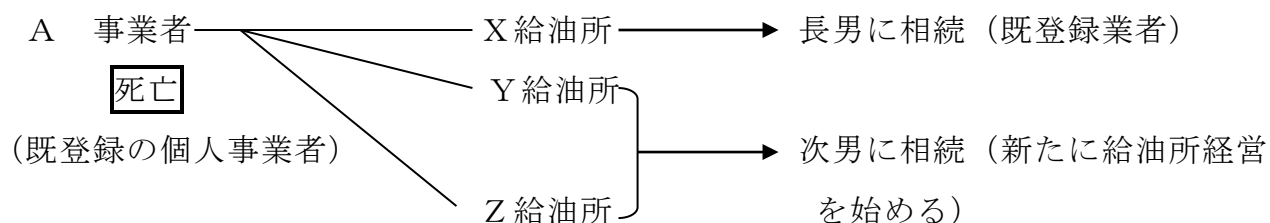
②揮発油販売業者の地位を承継した相続人であって、全員の同意により選定された場合。

28. 個人事業者が相続する場合であって、承継者が選定されず、相続人全員が共同承継される場合

相続人が複数で利害関係もあり、承継者の選定ができない場合の取扱いです。

運営者の主体・責任体制が不明確となるため、承継者が選定されることが望ましいのですが、事情によっては起こり得ます。

29. 複数の給油所を分割して相続する場合



上記例のような場合の手続きですが、Aの死後、速やかに（相続人全員の署名による）承継届出書を提出してください。

その後、この共同承継者の廃止届を提出してください。

また、長男は既登録業者であるので変更登録申請（運営者交代の手続き）（7. を参照）を、次男は新規登録申請（2. を参照）をそれぞれ提出することになります。

八. その他

30. 揮発油品質維持計画の軽減認定を受ける場合

揮発油販売業者は、10日ごとに揮発油の品質確認義務が課されています。

下記の要件を満たす計画の認定を受けることにより分析頻度を計画中（最長1年）に1回とする軽減認定制度が設けられています。

①石油生産業者から揮発油販売業者までの流通経路が一定であること。

②流通経路において途中で品質の変更が加えられないこと。

なお、生産（確認）揮発油品質維持計画の認定申請については生産業者等に直接ご相談下さい。

31. 揮発油の仕入先を変更した場合

品質確保法の登録の際に「事業計画書」（様式2）に記載した仕入先が変更になった場合、登録関係での特段の手続きは必要ありません。

ただし、品質維持計画の軽減認定を受けている場合であって、主たる流通経路に変更があったときは、品質維持計画変更届出書の提出が必要となりますので注意してください。

32. 給油所の名称を変更しようとする場合

給油所の名称は法第4条の登録事項ではないので手続きの必要はありません。

ただし、他の手続きがある際に併せて、様式第7「揮発油販売業者氏名等変更届出書」により行ってください。

33. 登録事項等の証明について

揮発油販売業者が地方自治体（県、市町村）への競争入札資格申請や金融機関からの借入の際、登録事項等の証明を求められることがあります。その場合には、証明書下付願（別途様式）を**2部**と、切手を貼った返信用封筒を提出してください。奥書証明のうえ1部返送します。